

条 例

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十七号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四号」を「第五号及び第九条」に改める。

第七条第一項中「いす」を「椅子」に改める。

第八条第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第九条の見出し中「追加した特定建築物」を「追加した特定建築物等」に改め、同条中「追加した特定建築物」の下に「及び政令第五条第一号に規定する公立小学校等」を加える。

別表第一 3 の項中「1 の項第九号」を「1 の項第十号」に改める。

第二条 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第五号」の下に「、第四条第二項」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2 政令第十条第二項に規定する条例対象小規模特別特定建築物についての法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、前項の規定にかかわらず、政令第十一条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条まで並びに次条、第八条及び第九条に定めるものとする。

附 則

この条例中第一条の規定は令和三年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。